◎新潟県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　胎内二王子公園羽黒線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
胎内市下荒沢字胎内山 35 林班に小班から 同市下荒沢字胎内山35林班い小班まで	新	11.2～48.5メートル	1,049.9メートル
	旧	5.8～43.2メートル	1,053.8メートル